

参考資料 1 事例から抽出された主な効果

事例調査等を通じて抽出された事業実施の主な効果について、次のとおり示します。

主な効果	主な事例
(1) 経済的効果	—
公的不動産の有効活用	
・集約化・共用化等により、公的不動産の有効活用が図られる。	No.4
・市民の多様な利用の促進により公共施設の利用者の増加や、利用率の向上が図られる。	No.5
効率的な運営の実現	No.2
集約化・共用化等を行うことにより、同種の施設や諸室を複数整備することに比べて効率的な運営が実現する。	No.4
財政負担の軽減	
集約化・共用化等により、整備、維持管理、更新等のコストの軽減を図ることができる。	No.4
(2) 社会的効果	—
交流の促進	No.1
施設や機能の集約化等により、多世代の交流や多様な市民の交流を育むことができる。市民活動の活性化に寄与する。	No.3
にぎわいの創出	No.4
集約化等による施設利用者の増加により、施設周辺でのにぎわいの創出が図られる。	No.5
地域の拠点の形成	No.1
市民が利用する機能の集約化等により、市民の利便性が向上するとともに、地域における拠点が形成される。	No.3 No.5
(3) 技術的効果	—
教職員の負担軽減（学校施設）	
学校プールを廃止し、市民プールを活用することにより、教職員が実施していた施設の管理、点検や修繕発注が不要となり、教職員の負担が軽減した。	No.2

※「主な事例」の欄には、個別事例紹介の事例 No.を記載しています。

なお、作成者が特に参照していただきたいと考える事例を挙げたものであり、当該効果がみられる事例を網羅的に記載したものではありません。

※本ページにおける「技術的効果」とは、地方公共団体等の事務実施上の効果を想定しています。

参考資料2 主な交付金等一覧

1 施設整備費等に関する国の補助金・交付金等

◆ 公立学校施設整備事業・スポーツ振興くじ (toto) 助成 (文部科学省)

名称 問合せ先	対象施設	対象事業	主な負担 (算定) 割合	事業内容
公立学校施設整備事業※1 大臣官房文教施設企画・ 防災部 施設助成課 03-5253-4111 (内線 2000)	公立学校施設、 社会体育施設等	新增築	1/2	校舎、体育館等の新增築（教室不足の解消、学校統合）
		改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
			1/2（嵩上げ）	Is 値※2が 0.3 未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
			1/2	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転等
		地震補強	1/2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性があるもの（Is 値 0.3～0.7 未満）
			2/3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is 値 0.3 未満）
		大規模改造	1/3	老朽化に伴う補修、既存の学校建物の改修（老朽改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策 等）
		長寿命化改良	1/3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
		統合改修	1/2	学校統合に伴って実施する既存建物の改修
		防災機能強化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備 等）
		学校給食施設	1/2（新增築） 1/3（改築）	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
		武道場	1/3	中学校等の柔道場、剣道場等の整備
		太陽光発電等 設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備）
その他	1/3	屋外環境（グラウンド等）、木の教育環境、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、		
スポーツ振興くじ (toto) 助成※3 (独) 日本スポーツ振興 センター スポーツ振興事業部支援 第二課 施設整備支援係 03-6804-3120	社会体育施設 (競技施設等)	新設(増改設を含む)、改修又は改造	2/3 (上限 2 千万円)	地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設(増改設を含む)、改修又は改造を行う事業
		大規模改修等	2/3 (上限 10 千万円)	地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の改修又は改造を行う事業で、老朽化したスポーツ競技施設の改修若しくは改造、スポーツ競技施設の高機能化のための改造又はバリアフリーを目的として施設の改修又は改造のみを行う事業

※1 義務教育諸学校の新增築：公立学校施設整備費負担金 その他：学校施設環境改善交付金

※2 Is 値（構造耐震指標）：建物の耐震性能を表す指標。Is 値が大きいほど耐震性が高い。

Is 値 0.3 未満	大規模な地震（震度 6 強以上）に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。
Is 値 0.3～0.6 未満	大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。
Is 値 0.6 以上	大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

※3 国または公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外

参考資料2 主な交付金等一覧

◆ 公共施設等適正管理推進事業債 (総務省)

対象事業	問合せ先
①集約化・複合化事業 ②長寿命化事業 ③転用事業 ④立地適正化事業 ⑤ユニバーサルデザイン化事業 ⑥市町村役場機能緊急保全事業 ⑦除却事業 ※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。 * 詳細は「公共施設等適正管理推進事業債について」を参照	自治財政局 財務調査課 03-5253-5647

◆ 林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長促進化対策 (農林水産省)

対象施設	補助率・補助内容	事業内容	問合せ先
学校、こども園・幼稚園・保育所、公民館、社会教育施設等	木造化	建設工事費の15%(CLT等の先進的技術を活用するものは1/2以内)	地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化に対し支援。※ (木材利用の位置づけ) ・地域材利用が必須 (主な要件) ○補助対象施設の面積が300㎡以上であること。 ○木造化の場合、対象施設の木材利用量が0.18㎡/㎡以上であること。 木質化の場合は木質化事業面積が300㎡以上であること。 ○構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用すること等
	木質化	木質化事業費の1/2以内。ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。	

※留意事項

- ・公立小中学校の校舎木造化は補助対象外。
- ・庁舎、消防署、警察署は不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外。
- ・都道府県の交付金事業による支援であるため、整備箇所の都道府県交付金事業計画に含まれるものが対象。

◆ 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

対象施設	問合せ先
都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な施設 * 詳細は「社会資本整備総合交付金について」を参照	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室 03-5253-8111

参考資料2 主な交付金等一覧

◆ サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）（国土交通省）

対象施設	補助率・補助内容	事業内容	問合せ先
学校、こども園・幼稚園・ 保育所、公民館、 社会教育施設等	調査設計費： 先導的な木造化に係る費用の1/2以内 建設工事費： 木造化による掛かり増し費用の1/2以内 ただし、掛かり増し費用の算出が困難な 場合は、建設工事費の15%以内 技術検証費： 検証にかかる費用の1/2以内 (上限額：原則5億円)	先導的な設計・施工技術が導入される実 用的で多様な用途の木造建築物等の整備 に対し支援。※ (木材利用の位置づけ) ・主要構造部に木材を一定以上使用する ものであること。 (主な要件) ○構造・防火面の先導的な設計・施工技 術が導入されていること。 ○使用する材料や工法の工夫により整備 コストを低減させるなどの、木材利用 に関する建築生産システムについて先 導性を有するものであること。 ○建築基準法上特段の措置を要する一定 規模以上のものであること。 ○施工に係る技術等を公開すること。 等	サステナブル建築物等 先導事業（木造先導型） 評価事務局 03-3588-1808

※留意事項

- ・補助対象事業の公募を行い、有識者により構成される委員会の審査により選定。

2 その他の支援制度

◆ （株）民間資金等活用事業推進機構による支援

支援メニュー	概要	問合せ先・URL
出資、融資	独立採算型等のPFI事業に対して金融及び民間投資を補完するための資金の供給を行う。	03-6256-0071（代表） http://www.pfipcj.co.jp/

◆ （一財）民間都市開発推進機構による支援

支援メニュー	概要	問合せ先・URL
共同型都市再構築業務 【融資型】	防災・環境性能の優れたプロジェクトや医療、福祉、商業等の都市機能を有するプロジェクトを行う民間事業者に長期安定的に資金を提供する。 MINTO 機構が共同事業者として建設費の一部を負担し、竣工時に取得した建物の持分を事業者に譲渡、その代金を原則として長期割賦で返済する（長期ローンと同様の効果）。	03-5546-0781（代表） http://www.minto.or.jp
メザニン支援業務 【融資型】	国や市町村が定める特定の区域において行われる防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、メザニン資金（ローン・社債取得）を提供する。 金融機関の提供するシニアローンと事業者等が拠出するエクイティの間に位置し、一般に調達が難しいとされる、いわゆる「ミドルリスク資金」を長期安定的に確保することが可能。	
まち再生出資業務 【出資型】	地方公共団体が定める区域で民間事業者が実施する都市開発事業に対して、MINTO 機構が出資を行うことにより、事業者に近い立場から立ち上げ支援を行う。	
マネジメント型 まちづくりファンド支援業務 【出資型】	地域金融機関と MINTO 機構が共にファンドを組成し、そのファンドから民間のまちづくり事業に出資等を行う。	
クラウドファンディング活用型 まちづくりファンド支援業務 【助成型】	地方公共団体と MINTO 機構が共に資金拠出したファンドから、クラウドファンディングを活用したまちづくり活動に助成する。	

※民間都市開発推進機構ホームページを参考に作成

公共施設等適正管理推進事業債について

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、集約化・複合化事業の実施主体や長寿命化事業の対象を拡充

【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円 → R元：4,320億円 → R2：4,320億円】

（期間：平成29年度から令和3年度まで（⑥は令和2年度まで（ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる））

公共施設等適正管理推進事業債

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超過して延長させる事業

【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設（昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。）、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

※下線部分を令和2年度から拡充

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

（注）義務教育施設の大規模改修事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改修事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

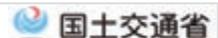
⑦ 除却事業

充当率：90%

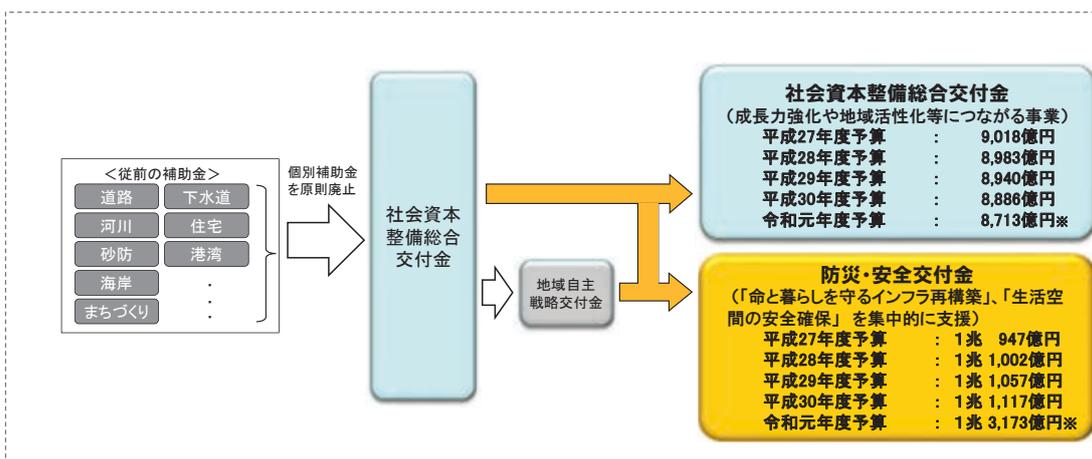
※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

社会資本整備総合交付金について

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

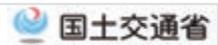


- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって **自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設。

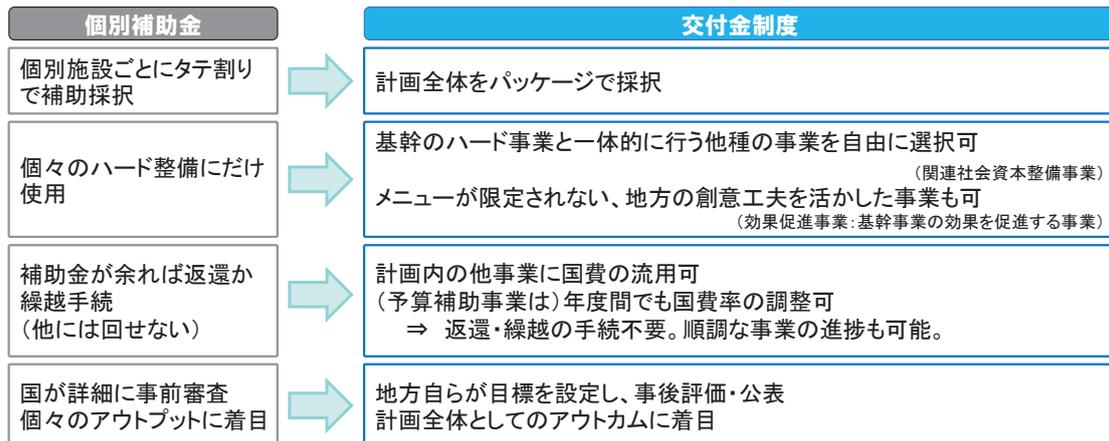


※令和元年度予算の計数は、臨時・特別の措置を含む。（社会資本整備総合交付金：350億円、防災・安全交付金：2,767億円）

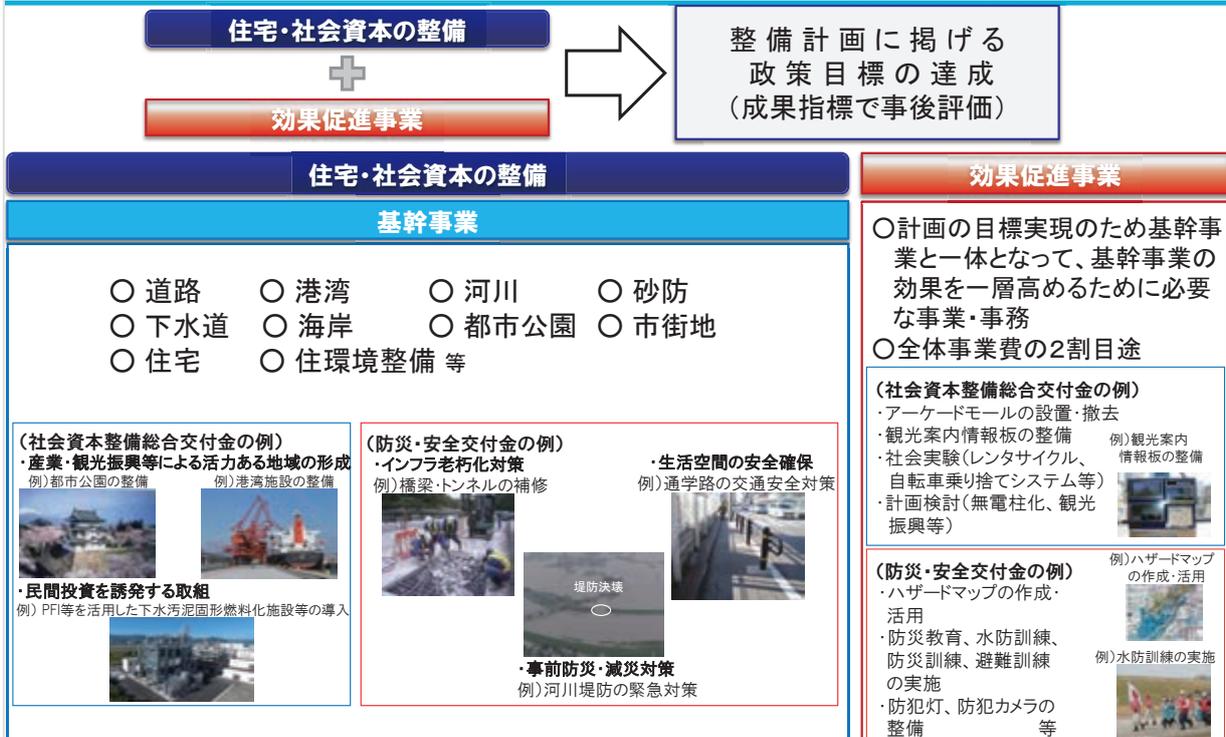
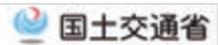
個別補助金と比較した交付金制度の特長



- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上



社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業



※このほか、関連社会資本整備事業(基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法に掲げる社会資本整備事業及び公的賃貸住宅の整備に関する事業)がある。

あ行

公の施設

地方公共団体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられる施設をいう。(地方自治法第244条)

公の施設は次の要件を満たす必要がある。

1. 住民の利用に供すること
2. 区域内に住所を有する者の利用に供すること
3. 住民の福祉を増進する目的をもつこと
4. 物的施設であること
5. 地方公共団体が施設について何らかの権原(所有権、貸借権等)を取得していること

か行

共用化

本事例集では、一つの施設を異なる用途で使用することをいう。

公募型プロポーザル方式

公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案書の提出者との間で契約を締結する方式。

随意契約であるので、調達内容が随意契約の要件(地方自治法施行令第167条の2第1項各号を参照)を満たしていることが必要となる。

公募プロポーザル方式ということもある。

コンソーシアム

民間事業者の公募に当たり組成される法人格の無い共同企業体のこと。

さ行

自主事業

本事例集においては、指定管理者が自ら企画した業務で、指定管理業務ではない業務のことをいう。

指定管理者制度

地方自治法第244条の改正(平成15年9月施行)により創設された制度。

公の施設の管理は、改正以前は公社など公共的な団体にしか管理委託ができなかったが、指定管理者制度の創設により、民間事業者をはじめNPO団体やボランティア団体など、幅広く管理を委任することができるようになった。

指定管理者制度では、管理を委託するのではなく、指定管理者が地方公共団体に代わって管理を行う(代行する)ということになる。これまでは地方公共団体以外には認められていなかった使用の許可という行政処分の一部についても、指定管理者に委任することができるようになる。

この制度を導入することで、民間事業者のノウハウを活用し、各施設でより一層サービスを向上させることや管理経費を節減することなどが期待されている。

集約化・複合化等

本事例集においては、用途が同一である複数の施設を一つの場所にまとめること、用途が異なる複数の施設を一つの場所にまとめることをいう。

スキーム

事業の仕組み・枠組み・構成。

は行

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額についても含まれる。

なお、本事例集では、各地方公共団体の「平成29年度財政状況資料集」に記載の額を掲載している。

ま行

モニタリング

選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視(測定・評価)する行為。

ら行

利用料金制度

公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる制度

文教施設分野における多様な PPP/PFI 事業等の調査研究 協議会
委員名簿

あかはね たかし
赤羽 貴 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
弁護士

いのう のぶお
稲生 信男 早稲田大学 社会科学総合学院 教授

むらまつ けいすけ
村松 啓輔 有限責任あずさ監査法人 パートナー
公認会計士

やまざき ともゆき
山崎 智之 株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長

◎ やまもと やすとも
◎ 山本 康友 首都大学東京 都市環境学部 客員教授

(◎ 座長)

(以上5名、五十音順、敬称略、役職は令和2年3月現在)

文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集

令和2年3月

委託者 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

受託者 株式会社日本経済研究所

本事例集は、株式会社日本経済研究所（以下「当社」といいます。）が文部科学省との間で締結した委託契約に基づき作成したものです。

当社の作業は、令和2年2月までに入手した情報にのみ基づいて実施しております。従って、令和2年3月以降に環境や状況の変化があったとしても、本事例集に記載されている内容には反映されておられません。

また、本事例集は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されていますが、その正確性、确实性を保証するものではありません。